

公布された規則のあらまし

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二二二号）

1 地域ため池総合整備事業に係る分担金及び経営体育成基盤整備事業（一般型及び面的集積型）の区画整理事業に係る分担金の率を定めることとした。

（別表第一関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。

佐賀県海岸法施行細則の一部を改正する規則（規則第二二三号）

1 海岸保全区域等占用許可申請書ほか六様式について所要の改正を行うこととした。（様式第一号）様式第七号関係）

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二四号）

1 甲種漁港施設占用許可申請書について所要の改正を行うこととした。（様式第七号関係）

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則（規則第二五号）

1 漁港の区域内における行為についての許可申請書ほか二様式について所要の改正を行うこととした。（様式第五号、様式第七号及び様式第八号関係）

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

国有財産法に基づく一般海域の使用又は収益の許可に関する規則の一部を改正する規則（規則第二六号）

1 一般海域における土石採取許可申請書及び住所等変更届出書に暴力団等を排除するための誓約等を追加することとした。（様式第二号及び様式第五号

関係）

- 2 一般海域占用許可申請書ほか二様式について所要の改正を行うこととした。
(様式第一号、様式第三号及び様式第七号関係)
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。
佐賀県砂防法施行条例施行規則の一部を改正する規則(規則第二七号)
- 1 砂防設備占用等許可申請書ほか二様式について所要の改正を行うこととした。(様式第二号、様式第三号及び様式第九号関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則(規則第二八号)
- 1 港湾区域内の水域若しくは公共空地の占用許可又は土砂の採取許可に係る許可期間を五年以内とすることとした。(第一条の四関係)
- 2 暴力団員等を1の許可の対象としないこととするため、所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。